

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ま心苑会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人の業務執行を継続的かつ日常的に担う者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 職員としての立場を有する理事に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、報酬等を支給することができる。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別記「役員及び評議員の報酬等」(1)に定める額
- (2) 賞与については、別記「役員及び評議員の報酬等」(2)に定める額

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別記「役員及び評議員の報酬等」(3)に定める額

(費用弁償の支給)

第6条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第7条 役員等の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から月末までとする。報酬の支給日は、翌月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げて支給する。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

3 非常勤役員に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解散された場合は、前日までの報酬等を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解散の場合の報酬総額については、月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条の第2項の規定にかかわらず、常勤職員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月22日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

社会福祉法人ま心苑会役員等に対する報酬及び費用弁償に関する規程（平成7年7月1日から施行）は廃止する。

附則

この規程は令和4年10月1日より施行する。

附則

この規程は令和8年4月1日より施行する。

別記 役員及び評議員の報酬等

(1) 常勤役員等の報酬

役職名	号俸	支給基準額	社会福祉事業経験年数等
理事長	1号俸	月額 600,000円	15年未満
	2号俸	月額 650,000円	15年以上
	3号俸	月額 700,000円	20年以上かつ 社会福祉事業経営 の識見を有する者
	4号俸	月額 750,000円	25年以上かつ 社会福祉事業経営 の経験・識見を有 する者
	5号俸	月額 800,000円	30年以上かつ 社会福祉事業経営 の経験・識見を有 する者

(2) 常勤役員等の賞与

役職名	夏季賞与	冬季賞与
理事長	報酬月額×1か月分	報酬月額×1か月分

(3) 非常勤役員等の報酬 (源泉所得税を控除した残額)

役職名	報酬			理事会・評議員会等出席及び監事監査等、法人及び施設業務のための出勤。
	午前	午後	全日	
役員	5,000円	5,000円	10,000円	
評議員	5,000円	5,000円	10,000円	